

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第5号 (2-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 水産経済部 ● 水産加工振興センター</p> <p>1. 契約事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 水産加工振興センター特産品加工場の使用許可において、</p> <p>① 施設を使用する者は、水産加工振興センター条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、使用許可申請書を提出し使用許可書の交付を受けなければならないが、申請書の提出がなく、使用許可書の交付を受けないまま施設利用されているものがあるので、規則に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>② 使用料の請求を月まとめて使用者に請求されているが、一部使用者の令和5年2月分の申請書と使用料内訳書の利用日が相違しており、申請書通り使用されている場合、1000円の請求漏れが生じているので、内容を精査のうえ適切な措置を講じられたい。</p>	<p>(1)</p> <p>①使用許可申請書の提出の確認及び使用許可書の交付手続きを怠り、事務処理を行ったことによるもの。</p> <p>②使用料内訳書の記載事項の確認を怠ったことによるもの。</p>	<p>今後、課内での確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。</p> <p>今後、課内での確認徹底し、適正な事務処理をいたします。 なお、相違のあった使用料内訳書を訂正し、使用者に発付の上で請求漏れとなっていた使用料の歳入調定事務を行い、令和6年1月4日に納付されたことを確認いたしました。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号 (2-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 商工労働観光課 ○ 商工振興担当、労政担当</p> <p>1. 財産管理について 【指摘事項】 (1) 備品一覧表において、使用者変更がされていない備品があるので、速やかに使用者変更されたい。</p> <p>○ 観光振興担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 明治公園野鳥観察舎施設清掃業務委託契約において、仕様書に開場時間及び施錠時間の目途を定めているが、悪天候等の理由がないにもかかわらず、令和5年3月11日から31日までの21日間、35分から50分早く施錠し、21日から31日までの11日間、5分から15分遅く開場しており、契約書どおりに履行されていないので、受注者に対し仕様書を確認するよう指導されたい。</p> <p>(2) 花咲港車石遊歩道災害復旧工事において、契約書第3条第1項に基づく現場代理人の通知が受注者より提出されていないので、確認のうえ受注者に対し指導されたい。</p>	<p>(1) 物品主管課より配布される備品一覧表の確認不足によるもの。</p> <p>(1) 契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったことによるもの。</p> <p>(2) 契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったことによるもの。</p>	<p>今後、課内での情報共有を徹底するとともに、適正に事務処理いたします。なお、今回の指摘事項については既に修正済みであります。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約書を確認のうえ適正に事務処理いたします。なお、受注者に対しては、仕様書を確認するよう指導済みであります。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約書を確認のうえ適正に事務処理いたします。なお、受注者に対しては、指導済みであります。</p>